

仕様書

(歌野川ダム監視用自動車賃貸借)

1. 車両本体の仕様等

車種等	軽四輪貨物自動車（軽バン・5ドア）	
車体色	白色系	
台数	1台	
全長	3.30m以上 3.40m以下	
全幅	1.40m以上 1.48m以下	
全高	1.70m以上 2.00m以下	
総排気量	650cc以上 660cc以下	
乗車定員	4人以下	
最大積載量	250kg以上 350kg以下	
燃料の種類	ガソリン	
駆動方式	四輪駆動（パートタイム方式、スタンバイ方式も可）	
変速機	オートマチックトランスミッション（前進4速以上・後退1速）	
初年度登録	令和8年式（新車）	
主要装備	<ul style="list-style-type: none"> ・SRSエアバッグ（運転席・助手席） ・エアコン ・パワーステアリング ・集中ドアロック ・パワーウィンドウ（運転席・助手席） ・AM/FMラジオ ・サンバイザー（運転席・助手席） ・リアワイパー 	
付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・フロアマット一式 ・荷台マット ・サイドバイザー一式 ・スペアタイヤ ・冬用タイヤ（ホイール付）4本 ・予備キー ・停止表示板一式 ・発炎筒 ・ナンバーフレーム ・工具一式 <p>※前方録画（映像及び音声）方式であること。 ※記録媒体に録画データが保存できること。 ※記録媒体（容量16GB以上）含む。 ※ドライブレコーダー搭載車であることの表示を含む。 ※取り付け及び調整を含む。</p>	

2. 賃貸借の条件等

賃貸借方式	メンテナンス方式
予定走行距離	月間500km程度
納入期日	令和8年3月1日 ※納期が遅延する場合は、同等クラスの代車対応（任意保険含む） とし、当該費用は、本賃貸借料に含むものとする。

納入場所 (保管場所)	下関市菊川町大字上岡枝10165番地10 歌野川ダム管理事務所
賃貸借期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで(60月)
賃貸借料金に 含まれる費用	<ul style="list-style-type: none"> 更新対象車両(現在使用している車両)に取り付けられている市所有物(放送設備、無線設備)を契約車両(納入車両)への取り付け(載せ替え)、及び賃貸借期間満了時の取り外し ※取り付けに係る部材を含む。詳細は契約締結後に打合せ。 登録納車費用 自動車リサイクル料金 自動車取得税 自動車重量税 自動車損害賠償責任保険 任意保険 <ul style="list-style-type: none"> 対人賠償保険(無制限) 対物賠償保険(無制限、免責なし) 搭乗者傷害保険(1人につき1,000万円) 車両保険(一般、免責なし) 自動車税 車検整備(継続検査、法定定期点検整備及びこれらに伴うその他の整備) 消耗、磨耗、亀裂等によるタイヤ交換(冬用タイヤの交換含む) オイル、オイルフィルター交換 バッテリー交換 一般修理(消耗品、磨耗部品の交換及び故障修理)、事故修理 代車費用(車検時、法定定期点検時、一般修理時) 賃貸借期間満了時の引き取り及び処理(手続きに要する費用を含む)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 残価の精算をしない。 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)等、関係法令に違反しないこと。 本仕様書に記載されていない事項で機能上必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、市の指示に従うこと。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。